

令和5年 10 月 27 日招集

第5回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第5回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年10月27日午前9時30分から下記議案審議のため第4回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

第10号議案 農地利用集積計画に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	5番 今井和幸 君	6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	9番 小林裕一 君
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
16番 山田喜良 君		18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

17番 吉村陽介 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋正明 君

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂2番 飯岡大介 君 七谷1番 小柳修一 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君 次長 大竹 久範 君

議長(加茂重夫君)

(総会の開会)

(開会時刻:午前9時30分)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本当に今年は私個人ではございますが、50年以上耕作していますが、今年ほどの被害を受けた年はありません。国・県・市の援助を期待しております。必ず実現すると思っております。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、17番吉村陽介君であります。

ただ今の出席農業委員数は、18名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂2番飯岡大介君、七谷1番小柳修一君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

9番 小林裕一君、10番 近藤サチ子君を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第9号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。それでは、議案書の1ページをお開きください。

【議案9号朗読後説明】

番号1の譲渡人は、高齢化により営農の継続が難しく、後継者がいないため、当該農地の引受者をさがしていたところ見つかったため許可申請が行われたものです。

申請地は、県道白根・黒崎線、JA えちご中越須田選果場の前の道と県道長岡・栃尾・巻線の交差点付近の農地で、令和5年7月の農業委員会で許可した農地法3条申請のあった農地に隣接しており、譲受人も同一人物となっています。以前は樹園地として管理されておりましたが、現在は休耕地となっており、権利移転後は譲受人が露地野菜を栽培する計画となっております。

この申請について、許可要件を満たしているか譲受人の経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間150日以上農業従事日数があり、農

作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまして、番号1の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

次に、番号2の譲渡人は、老齢のため作業の継続が難しく、当該農地の引受者をさがしていたところ見つかったため許可申請が行われたものです。

申請地は、JA えちご中越須田選果場から北へ 〇メートルほど行った辺りの農地で、現在、果樹棚があり、日本なしが栽培されています。譲受人は、引き続き果樹栽培を行うことになっています。

この申請について、許可要件を満たしているか譲受人の経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間 150 日以上農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまして、番号2の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。4番 西村修市委員。

4番(西村修市君)

4番西村です。

10月16日に加茂委員と、番号1、番号2の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

番号1の申請地は、令和5年7月の農業委員会で許可した農地法3条申請の譲受人と同一人で隣接地となっています。以前は樹園地として管理されていた痕跡がありますが、現在はいずれも休耕地となっています。権利移転後は、譲受人が露地野菜を栽培する予定となっています。

現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

番号2の申請地は、現在、果樹棚が設置され、日本なしが栽培されています。譲受人は、引き続き果樹栽培を行うことになっています。

現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の

農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議 長(加茂重夫君) 事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

16 番(山田喜良君) はい。16 番山田です。

議 長(加茂重夫君) 16 番山田喜良君

16 番(山田喜良君) 10a 当たりの単価なんですが、1と2だと2の方が約 30 万円ということで、樹園地ということで金額的に上がっているのでしょうか。

事務局(大竹久範君) はい。事務局大竹です。

議長(加茂重夫君) 次長。

事務局(大竹久範君) この金額につきましては当事者同士が相談して決めた価格ということで受け付けたものです。あっせんにかけますと、もう少し上がる可能性もありますし、基本的にはあっせんかけないものに関しては当事者が申し出た金額です。

議 長(加茂重夫君) 他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次の議案の「農用地利用配分計画に対する意見決定について」につきましては、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、私は議事に参与することができませんので退席させていただきます。

つきましては、議長を坂内会長代理に交代いたします。

(※19 番加茂重夫委員退席)

(※議長交代)

議 長(坂内長市君) 会長が議事に参与できない案件のため、退席されましたので代わりに議長を務めさせていただきます。

それでは、第 10 号議案
「農用地利用配分計画に対する意見決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君) はい、事務局長太田です。議案書の 2 ページお開きください。

【議案第 10 号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和 5 年 11 月 10 日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 10 号議案関係 参考資料 1 及び参考資料 2 の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料 1、2 による説明)

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

はい。14 番飯岡です。

14 番飯岡君。

この存続期間なんです、1 番上の人、15 年、15 年なんてのは初めてなんです、存続期間は自分たちの勝手に決まられるのでしょうか、上限はあるのでしょうか

事務局大竹です。

大竹次長。

設定につきましては本人たちの合意があれば、上限はございません。

よろしいですか。ほかに質問ご意見はございませんか。

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いいたします。

(※19 番加茂重夫委員着席)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

これで、私の議長は終わりにさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(※議長交代)

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前9時 50 分)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

はい。事務局長太田です。議案書の3ページお願いします。

【報告第1号朗読】

【報告第2号朗読】

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和5年9月 29 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

(事務報告)

【議案9ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

議長(加茂重夫君)

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

14 番(飯岡佐治雄君)

意見はないのですが、先ほど農政部長から意見書の報告がありましたが、名前は知らないんですが、全員の意見をまとめたものをもらうことはできますか。

事務局(太田憲之君)

はい。他にご意見はございませんか。

ないようでしたら、同意いただく方の挙手をお願いします。

(全員の挙手あり)

全員の挙手をいただきましたので、この意見書を11月22日に役員の方から市長に渡していただきたいと思います。

議長(加茂重夫君)

他にご意見、ご質問はございませんか。

「なし」の声あり

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第5回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午前10時15分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

9 番 委 員

.....

10 番 委 員

.....